

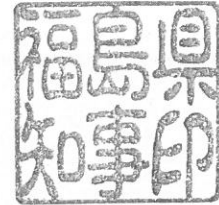


29環共第2254号

平成29年12月11日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）
第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて

2 諮問理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号）に規定するカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準が、平成29年11月30日に適用期限を迎えたことから、これとの整合性を図るため、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）を改正するもの。

3 改正内容

上乗せ条例別表第2においてカドミウム及びその化合物に係る排水基準を変更する。